



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・ サミット 2020

出展のご案内

主催：
厚生労働省
(医政局経済課ベンチャー等支援戦略室)
<https://mediso.mhlw.go.jp/topics/event-jhvs2020>

2020年10月14日(水)～16日(金)
パシフィコ横浜



同時開催展： BioJapan 2020

 Regenerative
Medicine
Japan 2020

 healthTECH
JAPAN 2020

日本は世界で数少ない新薬創出国であり、また、アカデミアにおける優れた基礎研究、中小企業等が有するものづくり技術など、イノベーションにつながる高いポテンシャルを備えている一方で、必ずしもそれが十分に活かされていないとの指摘があります。とりわけ医薬品や医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー（医療系ベンチャー）には、その能力を遺憾なく発揮し、我が国でも欧米同様に医療のイノベーションを牽引することが求められています。

厚生労働省では、アカデミア等で発見された優れたシーズの実用化を促進し、医療系ベンチャーを育てる好循環（エコシステム）の確立を図るための施策に取り組んでいます。

これをさらに加速するため、昨年に引き続き、パシフィコ横浜にて「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020」を開催します。サミットでは、医療系ベンチャーがブースの出展やプレゼンテーション等を行うことにより、大手企業、金融機関、研究機関等のキーパーソンとのマッチングやネットワーキングを促進していく場を提供するとともに、規制・関連諸制度の現状やベンチャー支援の取組みに対する関係者の理解を深めていただくための環境づくりをいたします。

このサミットに、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品に結びつくことが期待されるシーズをお持ちの医療系ベンチャーやアカデミアの皆様にご参加いただき、実用化に向けたステップアップの場としていただくことを期待しています。

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 主催事務局

名称： ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020

会期： 2020年10月14日(水)～16日(金)

主催： 厚生労働省

会場： パシフィコ横浜

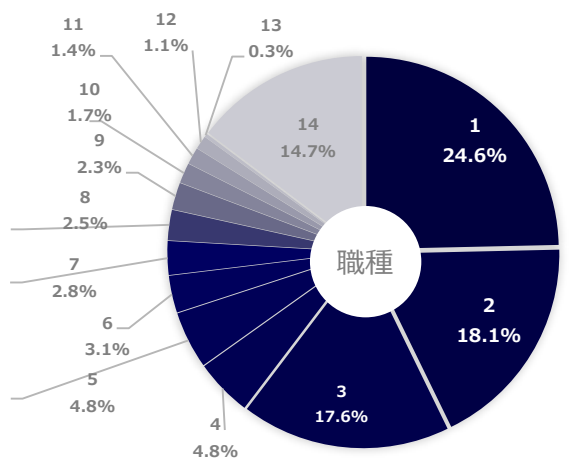
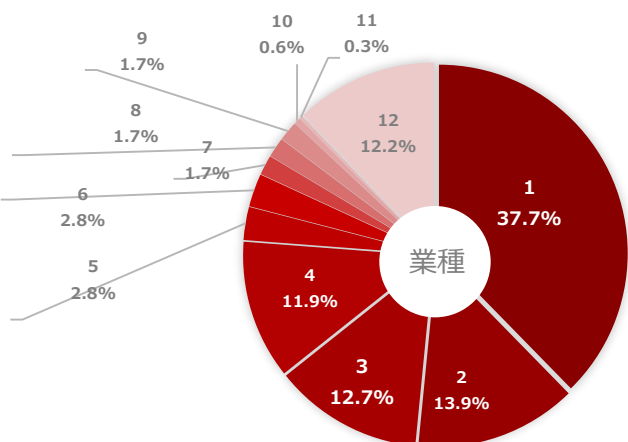
出展者数： 100社（予定）

展示会入場料： 事前登録された方、招待状持参の方は無料
(それ以外の方の入場料はBioJapan 2020と共通)

同時開催展： BioJapan 2020
再生医療JAPAN 2020
healthTECH JAPAN 2020

**来場パートナーシップ
メンバー登録料：** BioJapan 2020と共通
(1名あたり)

前回 ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2019パートナーシップ参加者プロフィール



応募資格

- ・ 医薬品・医療機器・再生医療等製品の製品化を目指すベンチャー企業（*）
- ・ 創薬技術等のプラットフォームを扱うベンチャー企業（*）
- ・ 医薬品等のシーズを有する 大学等の研究機関
- ・ 医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関 等

- ※ 原則として、創業後15年以内で、かつ中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業とします。
- ※ 同時開催展(BioJapan / 再生医療JAPAN / healthTECH JAPAN)で
国ならびに地方公共団体等の出展支援を受けている場合は応募不可とさせていただきます。
- ※ 出展ブース社銘版の作成・設置相当の費用(1万円税込)は出展者負担となります。

出展内容

1. ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミットにおける出展
2. 会場若しくはオンラインでのピッチプレゼンテーション
3. パートナリングシステム（P.6参照）の利用

出展採択者への提供内容(予定)

- ・ 出展スペース(3m×2m) とブースのパッケージ装飾（統一デザイン）
- ・ BioJapanと共通のパートナリングシステム



出展ブースイメージ ※昨年実績
(変更となる場合がございます)

※その他、主催者の意向により、出展採択者にプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

出展申込方法

出展を希望される方は、本資料にある「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020 出展申込要項」及び「出展にあたっての留意事項」を必ずお読みいただき、同意の上「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット出展申込書」に必要事項をご記入後、事務局までメールにてお申込みください。

主催者側は提出されたお申込内容をもとに出展の可否を決定いたします。

審査結果に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

必要書類

- ① 出展申込書（別添様式）
- ② 出展者の組織概要
- ③ 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- ④ 展示内容の紹介（パワーポイント1枚）
- ⑤ 展示内容に関する資料（目安としてパワーポイント10枚以内）
- ⑥ 誓約書（公的機関が申込みを行う場合を除く）



今後のスケジュール

8月17日(月)-9月4日(金)：出展申込受付

9月中旬： 審査ならびに採択者への通知

9月中旬(予定)： 採択者向け出展説明(オンラインを予定)

10月14日(水)-16日(金)：ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020開催

会場構成

パートナーング
(商談エリア)



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット
2020

※2020年6月現在の予定であり、変更があり得ます

交通アクセス

会場：パシフィコ横浜展示ホールB、C、Dおよび
アネックスホール

〒220-0012

横浜市西区みなとみらい1-1-1

TEL: 045-221-2155

URL: www.pacifico.co.jp



電車でお越しのお客様

- ・東京駅よりJR東海道線を利用、横浜駅で下車し、みなとみらい線に乗り換え
- ・渋谷駅より東急東横線利用（みなとみらい線へ直通運転）
- ・新宿駅よりJR湘南新宿ラインを利用、横浜駅で下車、みなとみらい線に乗り換え
- ・新横浜駅より、JR横浜線で菊名駅で下車、東急東横線元町・中華街方面に乗り換え、みなとみらい駅下車

BioJapan、再生医療JAPAN、healthTECH JAPANとは

- バイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーリングイベント
- バイオ関連企業、ベンチャー、大学（約130学部）が結集（約1,300社・機関）
- バイオ産業のオープンイノベーションを加速

主催者

BioJapan 組織委員会

バイオインダストリー協会
ヒューマンサイエンス振興財団
農林水産・食品産業技術振興協会
バイオ産業情報化コンソーシアム
日本バイオ産業人会議
日本製薬工業協会
近畿バイオインダストリー振興会議
地球環境産業技術研究機構
再生医療イノベーションフォーラム



JTBコミュニケーションデザイン



再生医療イノベーションフォーラム
バイオインダストリー協会
JTBコミュニケーションデザイン



バイオインダストリー協会
JTBコミュニケーションデザイン

前回 BioJapan 2019 / 再生医療JAPAN 2019 の特徴

- アジア最大のパートナーリングイベントとして、さらに規模を拡大
- 再生医療JAPANは4回目の開催（115社、96小間規模）
- 国内外の大手中堅製薬が軒並み参加

旭化成、アステラス製薬、アストラゼネカ、アツヴィ、アルフレッサファーマ、EAファーマ、MSD、大塚製薬、科研製薬、キッセイ薬品、協和発酵キリン、杏林製薬、ギリアド・サイエンシズ、グラクソ・スミスクライン、興和、サノフィ、三和化学研究所、CJ HealthCare、塩野義製薬、Shire、ジョンソン&ジョンソン、ゼリア新薬工業、第一三共、大正製薬、大日本住友、タカラバイオ、武田薬品工業、田辺三菱製薬、中外製薬、テイカ製薬、帝人ファーマ、日東薬品工業、日本イーライリリー、日本製薬、日本セルヴィエ、日本たばこ産業、ノバルティス、バイエル薬品、ファイザー、プリストル・マイヤーズ スクイブ、ペーリンガーインゲルハイムジャパン、マルホ、ムンディファーマ、Meiji Seika ファルマ、持田製薬、ユーシービージャパン、ルンドベックジャパン、ロート製薬、ロンザ、ロシュファーマ 等

新規開催：healthTECH JAPAN

開催概要

- BioJapanでフォーカスしていた「ヘルスケアゾーン」・「デジタルゾーン」をスピンアウト、新たな展示会として規模を拡大。
- デジタルを活用した健康・治療に対する、総合ソリューションを一堂に集め、ヘルスケアの新市場創出・促進を目指す。



出展対象

ヘルスケア

未病、健康管理、疫病予測・計測、ウェアラブル健康管理デバイス・生活習慣アプリ・栄養アプリ等ウェルネス製品、バイタル情報モニタリング、電子カルテシステム(EHR)、患者ポータル、診断管理ツール、AI 画像診断機器、機能性食品、デジタル保険、手術支援AI、AI 創薬、ロボット（リハビリ・介護）

デジタルメディスン

デジタル診断、デジタルバイオマーカー、遠隔患者モニタリング、デジタルコンパニオン、ドラッグデバイスコンビネーション(DDC)、ドラッグデリバリー装置、インスリンポンプ

デジタルセラピューティクス (DTx)

疾患治療アプリ等非薬物療法システム、疾患管理アプリ等アドヒアランス製品、健康機能改善・予防アプリ、セキュリティソフト



BioJapan 2020



Regenerative Medicine Japan 2020



healthTECH JAPAN 2020

パートナリングシステムとは…？

ターゲットへの事前アプローチが可能

潜在的パートナーのリサーチをより簡単に



3日間の展示会を最大限に活用する為には、
効率的な商談支援システムの利用が不可欠です。

国内唯一無二のマッチングシステム (特許第5843841号)
会期前から潜在顧客へ確実なアプローチが可能です。

**出展者、来場者関係なく
すべてのマッチングメンバーにコンタクト可能**



登録はストレスフリー

簡単な入力で、すぐに登録可能。かかる時間は、ほんの数分です。



商談スケジュールは自動で調整

成立したアポイントの日時と場所を、会期1ヶ月前からシステムが自動決定。



気軽に検索してアポイントを

キーワードで絞り込み検索。キーパーソンとダイレクトにメッセージを送受信。



パートナー探しを確実に

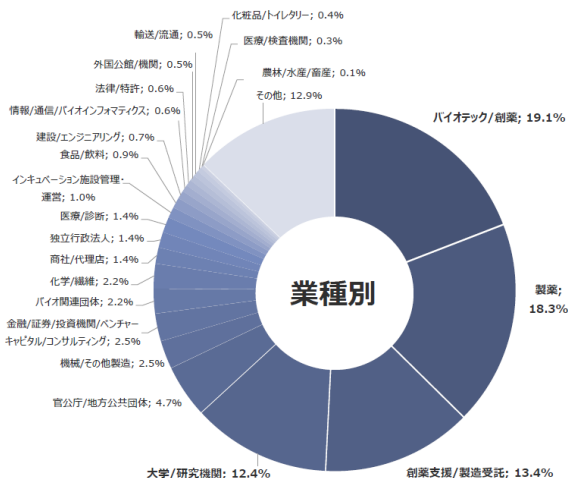
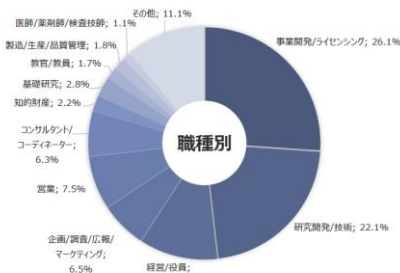
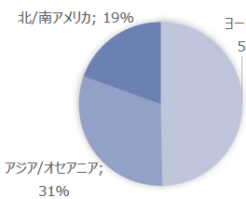
会期当日も、あらゆる可能性を探ることが可能。
それがBioJapan・再生医療JAPANのマッチングシステム。

！ 参加者数は多種多様

幅広い業界からの参加が特徴。
30カ国・地域を超える世界各国からの参加者も見逃せません。

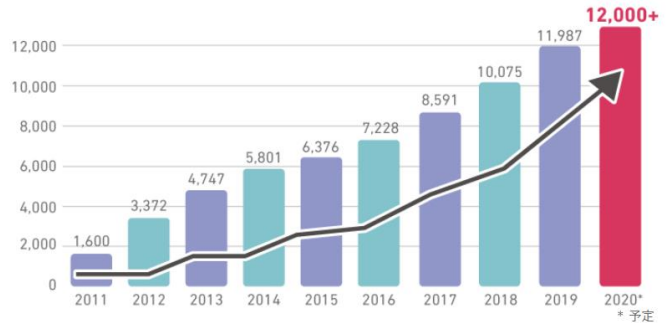


海外からの参加



！ 商談件数は11,000件以上

商談実施数



！ 含まれるサービス

展示会への入場
全セミナーへの無料聴講
パートナリングシステムの利用

- 特典① 会期初日のレセプションへの参加
- 特典② 会期二日目のパートナリングパーティへの参加
- 特典③ 会場内リフレッシュメントにてドリンク、軽食をご用意



BioJapan 2020



Regenerative
Medicine
Japan 2020



healthTECH
JAPAN 2020

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020 出展申込書

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2020 事務局
株式会社三菱総合研究所
医療系ベンチャー・トータルサポートオフィス
(MEDISO事務局)
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-11
Email: jhvs2020@ml.mri.co.jp

※必要事項をご記入の上、E-mailでJHVS事務局宛にご送付ください。
Email : jhvs2020@ml.mri.co.jp
申込締切：2020年9月4日(金)

申込日：2020年 ____月 ____日

※新型コロナウイルス対策のため日本橋オフィスは現在テレワークで運用しております。大変恐縮ですが、お問い合わせはメールにてお願いいたします。

出展者名	必ず正式な企業・団体名をご記入ください。出展者一覧、公式サイト、社名版の出展者名表示などに掲載されます。		
	フリガナ		
	(和文)		
(英文)			
担当部署			
担当者名	フリガナ	役職	
住所	〒		
TEL	E-mail		
出展予定製品・技術カテゴリー ※どれか一つに○印を付けてください。会期当日に配布するガイドブックにご選択いただいたカテゴリーを掲載します。			
(A)医薬品 (体外診断用医薬品を含む) (B)医療機器 (C)再生医療等製品 (D)創薬技術等のプラットフォーム (E)研究機関 (大学等) (F)資金・設備等の支援 (G)その他 (具体的に記載してください)			
出展予定製品・技術		W2,000mm×D 1,000mm以上の大型機器持込の有無 ※○印を付けてください	
		有 / 無	
有の場合、機器に関する資料をご提出ください。また、ご希望に添えない(機器の設置をお断りする)場合がございますので予めご了承ください。			
推薦団体がある場合、団体名 (地方公共団体の場合は、部署名も記載)			
共同出展者の有無 ※○印を付けてください	フリガナ		
有 / 無	共同出展者名(和) :		
有の場合、社名を記入してください。	共同出展者名(英) :		
項目		内容	
パッケージブース付き出展		1 小間	
※出展ブース社銘版の作成・設置相当の費用(1万円税込)は出展者負担			
90秒ピッチセッションの希望日		(必須) 第一希望：10月 14日・15日・16日 第二希望：10月 14日・15日・16日 第三希望：10月 14日・15日・16日	
※希望日程に○印を付けてください。ご希望に沿えないこともございますので予めご了承ください。			
海外VC向けピッチセッションへの参加意向 (いずれか一つに○)		海外ピッチの希望 (10月14日 (予定))	
※海外VC向けピッチセッション：全編英語 (5分+質疑応答有)、海外VCに向けたリアルタイム配信を実施予定。8名程度を選定。ご希望があっても選考に漏れる可能性がありますのでご了承ください。		あり ・ なし	
オンラインでの出展希望 (いずれか一つに○)		希望する ・ 希望しない	
※Webサイトやパートナーリングシステムは現地開催と同様のシステムを利用し、JHVS事務局が構築したWebサイト内で展示を行い、パートナーリングを実施する方式。			
備考・連絡欄：		サインもしくは押印	
		(印)	

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2020」 出展申込要項

1. 対象

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2020」（以下「ベンチャーサミット」という。）において、出展の対象とするベンチャー企業等は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー企業もしくは創薬技術等のプラットフォームを扱うベンチャー企業（原則として、創業後15年以内でかつ中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業に限る。）
- ② 医薬品等のシーズを有する大学等の研究機関
- ③ 医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品、医療機器、再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関等
- ④ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化のための助言や各種の支援を行う公的機関
- ⑤ その他厚生労働省が認める団体等

2. 出展の要件

上記対象者のうち、原則として以下の条件のいずれにも該当する者について、出展の希望を受け付ける。

- ① 開催期間中の3日間とも、割り当てられた小間に担当者を配置し、説明や相談応需等の対応が可能である者（オンライン対応可）
- ② 同時開催展（BioJapan、再生医療JAPAN、healthTECH JAPAN）において地方公共団体等の支援を受けて出展する予定の無い者
- ③ 開催期間中にプレゼンテーションを行うことが可能な者
- ④ パートナリングシステムへの登録・活用することが可能である者
- ⑤ 英語版のプレゼンテーション用資料や展示資料を作成する意思のある者
- ⑥ 厚生労働省が行う医療系トータルサポート事業の一環として行う面談や講習等を受ける意思のある者（上記1①及び1②に該当するベンチャー企業等に限る。）
- ⑦ 出展ブースの社銘版の作成・設置相当の費用（1万円税込）を負担できる者

3. 申込書類

出展を希望する者（以下「申込者」という。）は、以下の書類を、別に定める期限までに厚生労働省医政局経済課又は同課が指定する業者（以下総称して「主催者」という。）に対して提出するものとする。

- ① 出展申込書（別添様式）
- ② 申込者の組織概要
- ③ 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- ④ 展示内容の紹介（パワーポイント1枚）
- ⑤ 展示内容に関する資料（目安としてパワーポイント10枚以内）
- ⑥ 誓約書（公的機関が申込みを行う場合を除く）

4. 申込単位

出展の申込みは、原則として、1つの企業等につき1小間（6㎡）とする。

5. 共同出展者の取扱い

1小間を異なる企業、団体等の2者以上が共同で使用することを希望する場合は、1者が代表して申込みを行うこととし、出展申込書に共同出展者名を明記することとする。

6. 出展者の選考

(1) 主催者は、申込者の中から、以下の点を考慮しつつ各分野のバランス等を総合的に勘案して、出展者の選考を行う。

- ① 展示内容の概要資料により、医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化等に結びつくことが期待できるもの
- ② 展示内容が、医療系ベンチャーの振興に資することが期待できるもの
- ③ 医療系ベンチャーの支援に関係する公的機関や地方公共団体もしくは（一財）バイオインダストリー協会、（一社）日本医療ベンチャー協会、（一社）再生医療イノベーションフォーラム、（一社）日本バイオテック協議会等の団体の推薦を得ているもの

(2) 前項の選考にあたっては、厚生労働省の医療系ベンチャー振興推進会議の構成員からなるワーキングチームの意見を聴くものとする。

(3) 第1項の選考にあたっては、同時開催予定の「BioJapan 2020」に出展する予定の無いことを原則とする。

また、昨年開催した「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2019」に出展していない者を優先する。

(4) 出展者及び申込者（以下「出展者等」という、以下同じ。）が以下に該当するときは、出展を認めない又は出展を中止させることができる。この場合において、出展者等に損害が生じた場合でも、主催者は一切の責任を負わない。

- ① 出展内容が、医薬品医療機器法などの法令に違反する可能性があるとき
- ② 出展者等が公的機関以外であって、誓約書の提出が無いとき
- ③ 出展者等が本要項の内容又は別紙「出展にあたっての留意事項」に違反しているとき
- ④ 出展申込書の内容に虚偽の記載があるとき
- ⑤ 出展者等が、反社会的勢力と関係を有している又は関係を有していると疑われる事由があるとき
- ⑥ その他主催者が、出展が不適当と判断したとき

7. 選考結果の連絡

(1) 申込者に対する選考結果の連絡は、主催者より書面にて行う。

(2) 出展が不可となった場合であっても、申込時に提出された書類は返却しない。また、選考結果に対する質問・問い合わせには対応しない。

8. 出展者等の義務

出展者等は、別紙「出展にあたっての留意事項」の規定を遵守しなければならない。

9. 新型コロナウイルスへの対応について

出展者等は、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、主催者が、開催方法の全部または一部をオンラインにより方法に変更する可能性があることを、あらかじめ承諾する。この場合における参加方法等については別途主催者より案内するものとする。

10. 出展者情報の取り扱いについて

出展者情報は厚生労働省個人情報保護方針（<https://www.mhlw.go.jp/kojinjouhouhogo/>）に則り、適切に管理する。なお出展者情報はJHVS事務局である株式会社三菱総合研究所が収集・管理するが、インターグループ株式会社に事務高機能を一部委託する。また、ブースの設置等のために、BioJapan事務局であるJTBコミュニケーションデザイン株式会社に出展者情報を提供する。

誓約書

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2020」への出展にあたっては、「出展にあたっての留意事項」の各条項を了解し、課せられた義務を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

出展者（企業・団体）名

代表者氏名

印

（記名捺印又は自筆サインにより記載）

(別紙)

出展にあたっての留意事項

- 1. 遵守義務**

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2020（以下「ベンチャーサミット」という。）への出展者（1つの小間を共同で使用する共同出展者を含む。）は、本留意事項の各条項を遵守しなければならない。
- 2. 小間の転貸などの禁止**

出展者は、使用が認められた小間を主催者の承諾なしに第三者に転貸し、又は小間を交換することはできない。
- 3. 出展物の設置及び撤去**
 - (1) 出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って、小間内の装飾及び出展物の搬入・移動・搬出を行い、主催者から指示がある場合にはこれに従わなければならない。
 - (2) 会期中に出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、それらの作業を行う前に主催者の了解を得なければならない。
- 4. 展示場の使用（現地開催の場合）**
 - (1) 出展者は、展示場の開設時間中、小間内に担当者を設置し、来訪者への対応を行うことにより、サミットによる成果を最大限得られるよう努めなければならない。
 - (2) 出展者による、実用化を目指す技術等を宣伝する活動（以下「営業活動」という。）は、主催者から特別に認められた場合を除き、展示小間の中に限り行うものとする。
 - (3) 出展者は、営業活動によって小間近辺の通路が混雑することのないよう努めなければならない。
 - (4) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた小間の面積の範囲を越えてはならない。
 - (5) 主催者は、展示会の目的等に照らし、不適当と判断した行為（装飾物・展示物の掲示などを含むがこれに限らない。）があった場合には、当該行為を禁止し又は装飾物・展示物等を撤去・移動等することができる。この場合において、撤去等が行われたことにより費用が発生した場合には、当該費用は出展者が負担するものとする。
 - (6) 出展者は新型コロナウイルスの拡大防止に努め、拡大防止に必要な措置を最大限とらなければならない。
- 5. 出展物の管理と免責**
 - (1) 展示によって各出展物に発生した損失又は損害については、すべて出展者の負担とする。
 - (2) 出展物の搬入・移動・搬出を行う際に事故・トラブル等が生じた場合又は小間内で事故・トラブル等が生じた場合には、直ちに主催者に報告するとともに、当該トラブル等について出展者の負担と責任で対応するものとする。
- 6. 出展者の役割**
 - (1) 出展者は、主催者の求めに応じて、出展内容を紹介する90秒のショートプレゼンテーションを行わなければならない。但し出展者は、主催者の都合によりプレゼンテーション等の機会が得られなかったとしても、異議を申し立てないものとする。
 - (2) 出展者は、会期前より、主催者の用意するパートナーリングシステムに自らの情報を登録し、活用することにより、ベンチャーサミットへの出展の成果を最大限発揮するよう努めなければならない。
 - (3) 出展者は、主催者の求めに応じて、ベンチャーサミットにおいて実施される各種の企画に積極的に協力しなければならない。
- 7. 知的財産権**
 - (1) 出展者は、出品品又はこれに関連する印刷物その他の媒体が、第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものでないことを保証するものとする。
 - (2) 出展者は、ベンチャーサミットへの出展に係る行為が、第三者の知的財産権を侵害している場合又はその恐れがある場合には、直ちに主催者に報告するとともに、その責任において第三者との紛議を解決する等、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げないために必要な措置を取る。
- 8. 成果報告等**
 - (1) 出展者は会期終了後、別に定める様式による成果報告を速やかに作成し、主催者に提出しなければならない。
 - (2) 出展者は、主催者がベンチャーサミットの報告書を作成する際に、必要な協力を行うものとする。
 - (3) 出展者は主催者が実施する各種アンケートに回答しなければならない。回答しない場合は、主催者は、当該出展者に対し、次回以降ベンチャーサミットの参加を認めないことができる。
- 9. 個人情報の取扱い**
 - (1) 主催者（主催者と秘密保持契約を締結した第三者を含む。）は、出展者より提供を受けた個人情報（以下「登録情報」という。）を、以下の目的に使用する。
 - ① ベンチャーサミット並びに同時開催される展示会、セミナー等への出展・参加に関する各種手続き。
 - ② 出展者と、大手企業、ベンチャーキャピタル等関係者とのパートナーリングの支援。
 - ③ 報告書の作成等ベンチャーサミットの成果を対外的に報告するための基本情報の収集。
 - ④ 来年度以降のベンチャーサミット又は同種の催事等が開催される際の各種の案内。
 - ⑤ 厚生労働省による医療系ベンチャー・トータルサポート事業として実施する支援や調査分析等。
 - (2) 出展者が関係者とのパートナーリングを進めるために必要と思われる場合には、登録情報をベンチャーサミット及び同時開催される展示会、セミナー等に参加する関係者に提供することがある。
 - (3) 主催者は、登録情報の管理を、秘密保持契約を締結した第三者に委託する。
- 10. 損害賠償**
 - (1) 出展者は、自己又はその代理人の故意または過失によって生じた、会場設備又は展示会の建造物、若しくは人身等に対する一切の損失についての責任を負う。
 - (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとする。
 - ① 出展者の展示会の出展に係る行為が、第三者が有する権利（知的財産権を含むがこれに限らない。）の侵害に該当すると主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
 - ② ①の訴訟において、主催者が判決又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されない）。
 - (3) 主催者は、展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わない。
- 11. 展示小間位置・セミナー等時間割の決定**

展示小間位置および出展者プレゼンテーション等の時間割は申込日、契約、出展規模、内容、出展実績等を考慮のうえ主催者が決定して発表することとし、出展者はこの決定に従うものとする。
- 12. 展示会の中止**
 - (1) 主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、又は天災・疫病（新型コロナウイルスも含むがこれに限らない。）・テロ等の主催者の責めによらない原因により開催が困難となった場合は、自身の判断によって開催場所若しくは会期を変更し又は開催を中止することができる。
 - (2) 主催者は、開催場所若しくは会期の変更又は開催の中止等によって出展者に生じた損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益について、一切の責任を負わない。
- 13. 申込みの解約**

本申込み手続き後の取消は、主催者がやむを得ないと判断した場合を除き認めず、返金は行わない。
- 14. 査証の取得**
 - (1) 海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は、出展者の責任において作成、手続きを行うものとする。
 - (2) 日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者はいかなる責任も負わない。
- 15. その他**

出展者は、本留意事項に定められていない事項又は本留意事項の条項について疑義が生じた場合は、速やかに主催者に確認し、主催者の決定に従うものとする。